

青森県報

第千九百二一號

平成十三年八月一日(水曜日)

目次

告示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課)……………一
- 特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同)……………二

公告

- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(経営振興課)……………二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)……………三

出先機関

- 土地改良事業施行の同意……………(東 地 農 林 水 産 事 務 所)……………三
- 土地改良事業の工事の完了……………(同)……………三
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(下北地方 漁港事務所)……………三
- 右 同……………(同)……………四
- 道路の位置の指定……………(十和田 土木事務所)……………四
- 右 同……………(む 土木事務所)……………四

告

示

青森県告示第四百五十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十三年八月一日

青森県知事 木 村 守 男

三の表中はちのへ第一区域の項を次のように改める。

はちのへ第一区域
はちのへ漁業協同
組合の地区のうち、
八戸市の区域

- 1 総トン数百トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業
- 2 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業
- 3 総トン数百トン以上の漁船によりまき網を使用して営む漁業
- 4 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業
- 5 総トン数二十トン以上の漁船により太平洋の海域において流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数二十トン以上の漁船により日本海の海域において流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
- 7 総トン数十トン以上の漁船によりさし網を使用して

青森県告示第四百六十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定

- めぬけをとることを目的とする漁業
- 8 総トン数百トン以上の漁船によりかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
- 9 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船によりかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
- 10 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船によりかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
- 11 総トン数百トン以上の漁船でいかつり漁業の取締りに関する省令（昭和四十四年農林省令第四十一号）第一条第一項第二号又は第三号に掲げる海域（以下「南西大西洋海域等」という。）においてつりによつていかをとることを目的とする漁業
- 12 総トン数百トン以上の漁船で南西大西洋海域等以外の海域においてつりによつていかをとることを目的とする漁業
- 13 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船で南西大西洋海域等においてつりによつていかをとることを目的とする漁業
- 14 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船で南西大西洋海域等以外の海域においてつりによつていかをとることを目的とする漁業
- 15 小型いかつり漁業
- 16 総トン数十トン以上の漁船でつりによつてさばをとることを目的とする漁業
- 17 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船によりさんまをとることを目的とする漁業（以下「さんま漁業」という。）

する要件に適合すると認めたので、同条第六項において準用する同法第一百五十二条の第二四項の規定により公示する。

平成十三年八月一日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字市川町字橋向七〇 吉田 専松	市川区域	小型定置漁業
八戸市大字市川町字上大谷地二一の六 木田 茂美		

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
亀屋新城市
- 青森市大字新城字平岡一七五の三八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社亀屋みなみチェーン
青森市卸町二の一七
代表取締役 南 実
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃 止 前	廃 止 後
-------	-------

一、二二八平方メートル
九九八平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十三年七月二十六日

五 届出年月日

平成十三年七月十八日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、七日市地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月一日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月二日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

出先機関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、今別町に係る次の土地改良事業の施行に平成十三年七月二十四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十三年八月一日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 母沢

土地改良事業の工事了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年八月一日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事了年月日
合子沢地区基盤整備促進事業	青森市	平成三・三三

下北地方漁港事務所告示第二号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年八月一日

下北地方漁港事務所長 兼 平 葵

一 漁港の名称

佐井漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	下北郡佐井村大字佐井字糠森地先弁天島(北緯四一度二六分〇〇秒、東経一四〇度五一分〇〇秒)から、五三度〇〇分四五〇メートルの地点(北防波堤先端付近)を中心とした半径二三〇メートルの円内の水域
禁 止 物 件	船 舶

三 指定の適用期間

平成十三年八月十五日(同日に開催される予定の花火大会が同月十六日から同月二十一日までの間において順延される場合)については、当該花火大会が開催される日)
午後七時三十分から午後八時三十分まで

下北地方漁港事務所告示第五号

漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年八月一日

下北地方漁港事務所長 兼 平 葵

一 漁港の名称

横浜漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	上北郡横浜町字下川原地先下浜橋右岸下流橋台(北緯四一度〇四分四八秒、東経一四一度一五分〇〇秒)から、三五三度三〇分〇〇秒五〇二メートルの地点(第二西防波堤中央付近)を中心とする半径
禁 止 物 件	船 舶

二八〇メートルの円内の水域

三 指定の適用期間

平成十三年八月十四日(同日に開催される予定の花火大会が同月十七日又は同月十八日に順延される場合)については、当該花火大会が開催される日)
午後七時三十分から午後八時三十分まで

十和田土木事務所告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月一日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	十和田市大字相坂字小林二四三の五	延 長	八〇・九三メートル	幅 員	六・〇〇メートル	指 定 年 月 日	平成 一三・七・三
-----	------------------	-----	-----------	-----	----------	-----------	-----------

むつ土木事務所告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月一日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

のむつ市大曲二丁目三三九〇	位 置
ル九一・七八メートル	延 長
六・一〇メートル	幅 員
平成 三・ 七・ 二六	指 定 年 月 日